

### Ⅲ 各種様式

	頁
<b>1 設置の認可申請・届出【記載例】</b>	
① 幼保連携型認定こども園設置認可申請書	37
<b>2 変更に関する届出【記載例】</b>	
① 幼保連携型認定こども園変更届（法第 29 条第 1 項）	
ア 法人の名称、住所及び法人代表者の氏名	48
イ 園の名称及び所在地	49
ウ 認可定員（保育を必要とする子ども）	
※ 0～2歳の認可定員、満三歳以上の認可定員	50
エ 認可定員（保育を必要とする子ども以外）	
※ 満3歳以上の認可定員	51
オ 園長	52
カ 教育又は保育の目標及び主な内容	56
キ 子育て支援事業の事業内容	57
ク 教育及び保育等の概要	58
② 幼保連携型認定こども園変更届（法施行規則第 15 条第 2 項）	
ケ 目的	59
コ 園の名称	60
サ 園の所在地	61
シ 園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面	62
ス 園則	66
セ 経費の見積り及び維持方法	67
<b>3 園の廃止申請又は休止申請・届出</b>	
① 幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可申請書	69
<b>4 設置者変更の認可申請・届出</b>	
① 幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書	70



【別紙】〔幼保連携型認定こども園用〕

④ 認可定員は、市町と協議が整った「1、2、3号子どもの認可定員」を記入してください。  
 ※市町が確認する「利用定員」ではありません。

1 教育・保育する子どもの数

	保育を必要とする子ども						保育を必要とする子ども以外の子ども			合計
	3号認定			2号認定			1号認定			
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	3歳児※	4歳児	5歳児	
認可定員	15	15	15	30	30	30	15	15	15	180
開園時人数 (見込み)	13	15	12	27	29	30	13	14	11	164

※満3歳児を含む。

1号の満3歳児はここに含めてください。

⑤ 合計数を合わせてください。

2 学級編制

	学級数	学級名	人数	担任名	副担任名	副担任名
満3歳児	1	ひよこ組	10	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
3歳児	2	さくら組	15	〇〇〇〇		
		ひまわり組	15	〇〇〇〇		
4歳児	2	りす組	21	〇〇〇〇		
		ひつじ組	22	〇〇〇〇		
5歳児	2	ほし組	20	〇〇〇〇		
		そら組	21	〇〇〇〇		
合計	6		124			

⑥ 1、2号認定の満3歳児を学級編成する場合に記入してください。  
 3号認定の子どもを2歳児クラスで保育する場合は、記入する必要はありません。

3 職員配置及び資格

職名	氏名	年齢	職務内容 (担当クラス)	資格情報		勤務形態 (勤務時間)
				幼稚園教諭	保育士	
				免許状の種類 記号番号	登録番号 登録年月日	
園長	〇〇〇〇	60	園務全般	幼稚園教諭1級普通 昭46幼一普第137号	栃木県-03456 昭46.3.31	常勤 (別紙シフト表の

						とおり)
副園長	〇〇〇〇	50	園長の補佐	幼稚園教諭2級普通 昭54幼二普第582号	栃木県-03456 昭54.3.31	常勤 (別紙シフト表の とおり)
主幹保育教諭	〇〇〇〇	40	子育て支援	幼稚園教諭2級普通 昭60幼二普第111号	栃木県-001234 平2.11.29	常勤 (別紙シフト表の とおり)
保育教諭 (みなし)	〇〇			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>⑦ 園が雇用している職員については、全員記載してください。(嘱託医等を含む。)幼稚園教諭又は保育士の資格しか有していない職員も「保育教諭 (みなし)」と記入してください。</p> </div>		常勤 ～16:00
事務員	〇〇〇〇	50	事務全般			常勤 8:30～17:30
調理員	〇〇〇〇	40	給食調理			常勤 8:30～16:00
調理員	〇〇〇〇	40	給食調理			常勤 8:30～16:00
園医	〇〇〇〇	60	内科検診等			非常勤
園歯科医	〇〇〇〇	50	歯科検診等			非常勤
園薬剤師	〇〇〇〇	55	環境衛生検査等			非常勤

- ※1 園長、副園長、教頭、主幹保育教諭、保育教諭、事務員、嘱託医、調理員その他の職員について記載してください。
- ※2 園長、副園長、教頭、主幹保育教諭、保育教諭、その他保育従事者については、幼稚園の教員免許状及び保育士登録証の写しを添付してください。
- ※3 園長のみ履歴書を添付してください。

#### 4 施設設備

種 別	建物の構造	室 名	室 数 (箇所数)	面 積 (㎡)		備 考
1 園舎	鉄筋コンクリート造	職員室	1	50	00	
		乳児室	1	20	00	
		ほふく室	1	20	00	
		保育室	6	300	00	
		遊戯室	1	120	00	

⑧ 認定こども園を構成する建物は、全て記入してください。「室名」は、例示のものを記載してください。廊下等は、「その他」としてまとめて面積を記入してください。

2 園舎	鉄骨造	保健室	1	20	00
		調理室	1	50	00
		園児用便所	6	120	00
		職員用便所	2	40	00
		飲料水用設備	6		
		手洗用設備	6		
		足洗用設備	3		
		廊下・その他		200	00
		小 計		740	00
		保育室	1	40	00
		子育て支援室	1	40	00
		一時預かり室	1	40	00
		園児用便所	1	20	00
		事務室	1	30	00
		飲料水用設備	4		
		3 倉庫	木造	小 計	
倉庫	1	150		00	
小 計	1	150		00	
		合計		1,060	00
園 庭				850	00

⑨ テラス、ピロティなど床面積と  
ならない部分は記入しません。

※位置図（案内図）、園全体の配置図（園庭の位置と面積を明示してください。）、平面図、立面図及び登記事項証明書（土地、建物）を添付してください。

#### 5 園具及び教具

園具及び教具の 及び名称	種類	設置場所	個数又は数量	備 考
<b>【園具】</b>				
すべり台		園庭	2 個	
ジャングルジム		〃	1 個	
砂 場		〃	1 個	
簡易プール		〃	1 個	夏季のみ設置
<b>【教具】</b>				
黒 板		保育室	6 個	各学級に設置
跳び箱		遊戯室	1 セット	

マット	遊戯室	4枚	
スライドセット	保育室	1セット	
テレビ	保育室	8個	各保育室に設置

※園具、教具については、主なものを記載してください。

## 6 給食の実施

給食供給方法	0～2歳児	自園調理（調理員雇用） ・ <u>自園調理（委託）</u>
	3歳児以上	自園調理（調理員雇用） ・ 自園調理（委託） <u>・ 外部搬入</u>
	【外部搬入する場合における加熱・保存等の調理の機能を有する設備の設置状況】 調理室の冷蔵庫、ガスレンジ、電子レンジ等を使用する。	
調理を行う者等の健康状況の把握	【健康診断及び検便の実施状況】 健康診断を年1回、検便を毎月実施する。	
指導栄養士	【氏名】 ○○○○  【所属】（株）○○給食センター 宇都宮市埴田1-1-20	
食物アレルギー等への対応	保護者から報告を受けて、個々の園児のアレルギー等に対応した給食を提供する。	
食育に関する計画の内容	当園で栽培し園児が収穫した野菜や、地元で採れた野菜を食材に取り入れ、食材と給食との関係に関心を持たせる食育を行う。	
外部搬入をする場合は、業者名及び適切な給食の提供ができる理由	【業者名】 （株）○○給食センター  【給食の適切な提供ができる理由】 当該事業者は、当園において長きに渡り給食納入の実績があり、これまでに食中毒等の衛生上の問題もなく、アレルギー対策等にも適切に対応しているため。	

※給食の供給方法については、該当する方法を○で囲んでください。

7 教育及び保育の内容

認定こども園として配慮すべき事項	子どもの発達の連続性や施設の利用時間や日数が異なることを踏まえて、以下の点に配慮して運営する。 ・○○○○○○○ ・○○○○○○○			
教育及び保育の全体的な計画	別添のとおり（年齢別の年間計画書を添付してください。）			
環境の構成における留意事項	0歳から就学前の子どもがいることや、利用時間が異なる子どもがいることを踏まえて、以下の点に留意して環境を構成する。 ・○○○○○○○○○ ・○○○○○○○○○			
日々の教育及び保育の指導における留意事項	認定こども園の固有の事情を踏まえ、以下の事項に留意して日々の教育及び保育を行う。 ・○○○○○○○○○ ・○○○○○○○○○			
小学校との連携の内容	地区内の幼保小連絡会議に参加して情報交換に努めているとともに、小学校に指導要録を送付する。			
園児の一日の活動内容	時間	教育標準時間利用児	保育短時間利用児	保育標準時間利用児
	7:30			登園
	8:00		登園	
	9:00	登園	自由活動	
	9:30	朝の挨拶 学級活動（3歳以上児） 給食 片付け		
	13:30	降園		午睡 おやつ 自由活動
	15:00		園	自由活動

⑩ 主な一日の活動内容を記入してください。保育短時間、保育標準時間がありますので、注意してください。

	19:00			降 園
	19:30			

8 保育教諭等職員の資質向上に向けた取組等

職員の研修計画	別添のとおり（研修計画書を添付してください。）
資質向上に当たっての留意事項	勤務体制の組立てに工夫をし、研修を受ける機会を確保するとともに、職員間の協力体制をつくり、子どもの理解を深めるために情報交換を随時行う。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>⑪ 市町から、委託等を受ける「地域子ども・子育て支援事業」について記入してください。 ※（子育てランド事業、わんぱく保育も子育て支援事業の対象となります。）</p> </div>

9 子育て支援事業

事業名	事業の内容及び実施場所	実施日及び実施時間	利用料等	担当職員名	
子育て支援事業の実施状況	未就園児親子教室事業	○事業の内容 未就園児及びその保護者の集いの場を設定し、子育て講座の開催や保護者同士の交流を図るとともに、保護者からの相談に応じて子育てに関する情報提供や助言を行う。  ○実施場所 子育て支援室又は遊戯室等	○実施日 毎週火曜日  ○実施時間 10:00～11:30	無料	〇〇〇〇
	子育て相談事業	○事業の内容 保護者からの乳幼児の養育に関する相談に応じて、子育てに関する情報提供や助言を行う。  ○実施場所 子育て支援室	○実施日 毎週火曜日及び木曜日  ○実施時間 10:30～12:00	無料	〇〇〇〇 〇〇〇〇

一時預かり事業	○事業の内容 保護者の事情により、家庭において一時的に養育を行うことが困難となった <u>地域</u> の子どもを一時的に預かり保育をする。  ○実施場所 一時預り室	○実施日 開園日  ○実施時間 開園時間内	1時間  ○○○円	○○○○
市町村との連携状況	平成○○年○月○日、○○市・町○○課と協議調整した結果、上記事業を実施。また、市の広報誌等に子育て支援事業の概要を掲載し、地域住民に周知を図る予定。			

⑫ 申請時点の市町村との協議状況を記入してください。

10 管理運営等

設置者の状況	経営するための経済的基礎の状況	園舎、園地は自己所有であり、園を経営するための経済的基礎を有する。(予算書等を別途添付してください。)		
	これまでの施設の運営状況	園の運営に関して、これまで監督庁より改善命令等は受けたことはない。		
一体的な管理運営の状況	0～2歳児の担当保育士と3～5歳児の担当保育教諭との全職員会議や、園内研修を一緒に実施する。			
開園時間及び保育時間	平日	開園時間	7:30～19:30	
		保育時間 (教育標準時間)	9:30～13:30	
		〃 (保育標準時間)	8:00～19:00	
		〃 (保育短時間)	9:00～17:00	
	土曜日	開園時間	7:30～19:30	
		保育時間 (保育標準時間)	8:00～19:00	
		〃 (保育短時間)		
	日曜日 祝日	休園		
休園日	○保育を必要とする子ども以外の子ども 土・日曜日、国民の祝日、夏季休業 (7月21日～8月31日)、冬季休業 (12月23日～1月7日)、春季休業 (3月23日～4月7日) ○保育を必要とする子ども 日曜日、国民の祝日、年末年始 (12月29日～1月3日)			
利用料	保育料	居住地の市町村が定める額		

⑬ 土曜日も保育標準時間について、11時間を記入してください。

⑭ 保育を必要とする子どもの休園日は、原則として、例示した日となります。

	<p>上乗せ 徴収料等</p> <p>施設維持費 年額6,000円、入園料（職員研修会参加費※）20,000円 ※入園料を上乗せ徴収とする場合は、入園料の使用目的を記入してください。</p>
情報開示の状況	<p>【開示の方法】 園の掲示板上に掲示するとともに、園のホームページに掲載する。</p> <p>【開示の内容】 保育を必要とする子ども及び保育を必要とする子ども以外の子どもの受入れ定員、利用料、開園時間及び保育時間、施設の概要、教育保育の特色、入園の選考方法等。</p> <p>⑮ 上乗せ徴収は、原則として、教育・保育の質の向上に必要な費用であり、通常必要される経費（園バス代や給食費等の実費徴収）は含みません。</p>
入園する子どもの選考方法等	<p>【選考方法（保育を必要とする子ども以外の子ども）】 保育を必要とする子ども以外の子どもの選考については、〇〇〇〇〇〇の方法により実施する。</p> <p>【障害児その他の特別な配慮が必要な子どもに対する配慮】 障害を持つ子どもの選考に当たっては、特別な配慮が必要な子どもについて、優先的な入園を配慮する。</p>
子どもの健康及び安全対策について	<p>【健康診断の実施】 入園時及び年2回（1回目は6月30日まで）、学校保健安全法に定められた項目に沿った健康診断を実施する。</p> <p>【防災体制】 地震等の自然災害に備えた避難計画及び消防計画を策定し、少なくとも月1回以上避難訓練を実施する。</p> <p>【防犯体制】 門の施錠や防犯カメラの設置を行うとともに、防犯講習会や協議会に参加し警察署や地域住民と連携して防犯体制の強化を図る。</p> <p>【加入する保険等】 日本スポーツ振興センター災害共済等</p>
自己評価について（義務）	<p>【評価の実施方法】 職員全員参加の評価会議等により、予め設定した目標や計画に照らした自己評価を行う。</p> <p>【結果公表の方法】 保護者に対して結果を説明するとともに、園のホームページ上で公表する。</p>
外部評価について（努力義務）	<p>【評価の実施方法】 外部評価機関に3年に1度評価を依頼し、その結果を園の運営に直ちに反映させる。</p> <p>【結果公表の方法】 保護者に対して結果を説明するとともに、園のホームページ上で公表する。</p>

苦情窓口について	<p>【苦情処理の担当者名】 主幹保育教諭 ○○○○</p> <p>【苦情処理の対応方針】 苦情については、園長に報告の上、園として迅速に対応するとともに、その結果を保護者に連絡する。</p>
----------	--

1 1 適格事項

	申請者は、下記のいずれの規定にも該当しません。	はい・いいえ
1	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）第17条第2項第1号に係る規定（申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。）	
2	法第17条第2項第2号に係る規定（申請者が、労働に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。）	
3	法第17条第2項第3号に係る規定（申請者が、法第22条第1項の規定により認可を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。）	
4	法第17条第2項第4号に係る規定（申請者が、法第22条第1項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に幼保連携型認定こども園の廃止をした者で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して5年を経過しないものであるとき。）	
5	法第17条第2項第5号に係る規定（申請者が、第19条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に幼保連携型認定こども園の廃止をした者で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して5年を経過しないものであるとき。）	
6	法第17条第2項第6号に係る規定（申請者が、認可の申請前5年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。）	
7	<p>法第17条第2項第7号に係る規定（申請者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>ロ 1、2又は6に該当する者</p> <p>ハ 第22条第1項の規定により認可を取り消された幼保連携型認定こども園において、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内にその幼保連携型認定こども園の設置者の役員又はその園長であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの。</p> <p>ニ 4に規定する期間内に前項の規定により廃止した幼保連携型認定こども園において、4の通知の日前60日以内にその設置者の役員又はその長であった者で当該廃止の認可の日から起算して5年を経過しないもの。）</p>	

## 認定こども園認可・認定申請提出書類一覧

No.	提出書類	備 考
1	申請書	
2	申請書別紙	
3	履歴書	認定こども園の園長のみ提出
4	資格証	幼稚園教諭（免許更新の証明等含む）・保育士の資格証書
5	保育士・幼稚園教諭のシフト表	県様式により作成
6	位置図	住宅地図等活用可
7	施設配置図、求積図	園庭（屋外遊戯場）の位置及び面積が確認できること
8	建物平面図	「5歳児保育室〇〇.〇〇㎡」のように、室名と部屋ごとの面積が確認できること
9	建物立面図	園舎の外観の図面（各側面から見た図面）
10	登記事項証明書	土地、建物（写しでも可）
11	公図	法務局備え付け地図
12	給食委託契約書の写し	委託による自園調理や外部搬入の場合
13	献立表	開園予定月の献立表（土曜日も含む）
14	教育保育計画	年齢別の教育・保育計画書等
15	園児の選考方法	申請書別紙に記載しない場合に添付
16	保育教諭等の研修計画	保育教諭等の研修への参加計画等
17	法人議事録	認定こども園になることの審議記録
18	園則	※幼保連携型認定こども園のみ
19	経費の見積り及び維持方法	園の開園予定年度の収支予算書及び資金計画書等
20	宣誓書	※幼保連携型認定こども園のみ（学校教育法第9条）
	<p>i 2部提出（正本・副本）</p> <p>ii 申請書及び申請書別紙の記載事項が認定基準に適合していることを確認できる書類を添付していただくため主な添付書類を示しています。</p> <p>iii その他必要な書類を添付していただくことがありますので御承知おきください。</p>	

【Ⅲ－２－（１）－ア：法人の名称、住所及び法人代表者の氏名の変更】

※法人代表者の氏名の変更例

別記様式第 7 号(第 5 条関係)

幼保連携型認定こども園変更届

年 月 日

栃木県知事 様

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

㊦

幼保連携型認定こども園の申請事項等を変更したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 29 条第 1 項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第 15 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

幼保連携型 認定こども園の 名称及び所在地	名 称	とちぎ認定こども園		
	所 在 地	宇都宮市埴田 1-1-20		
変 更 の 内 容	変更事項	変更前	変更後	
	代表者の氏名の変更	山田太郎	山田次郎	
変 更 年 月 日	平成 年 月 日			
変 更 の 理 由	・・・・・・により、理事長を交代するため。			

次の書類を添付すること。

- 1 変更に関する決議録
- 2 登記事項証明書

[注意事項]

- ・ 添付書類のうち複写したものは、代表者が謄本証明すること。
- ・ 2部提出のこと（受理した後、1部返送）。

【Ⅲ－２－（１）－イ：園の名称及び所在地の変更】

※園の名称の変更例

別記様式第 7 号(第 5 条関係)

幼保連携型認定こども園変更届

年 月 日

栃木県知事 様

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊟

幼保連携型認定こども園の申請事項等を変更したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 29 条第 1 項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第 15 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

幼保連携型 認定こども園の 名称及び所在地	名 称	とちぎ認定こども園		
	所 在 地	宇都宮市塙田 1-1-20		
変 更 の 内 容	変更事項	変更前	変更後	
	園の名称の変更	とちぎ認定こども園	とちまる認定こども園	
変 更 年 月 日	平成 年 月 日			
変 更 の 理 由	・・・・・・により、園の名称を変更するため。			

次の書類を添付すること。

- 1 変更に関する決議録
- 2 登記事項証明書

〔注意事項〕

- ・ 添付書類のうち複写したものは、代表者が謄本証明すること。
- ・ 2部提出のこと（受理した後、1部返送）。

【Ⅲ－２－（１）－ウ：認可定員（保育を必要とする子ども）の変更】

別記様式第 7 号(第 5 条関係)

幼保連携型認定こども園変更届

年 月 日

栃木県知事 様

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

㊤

幼保連携型認定こども園の申請事項等を変更したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 29 条第 1 項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第 15 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

幼保連携型 認定こども園の 名称及び所在地	名 称	とちぎ認定こども園		
	所 在 地	宇都宮市埴田 1-1-20		
変 更 の 内 容	変更事項	変更前	変更後	
	保育を必要とする子どもの 認可定員の変更	満 3 歳未満 10 人 満 3 才以上 20 人	満 3 歳未満 6 人 満 3 才以上 変更なし	
変 更 年 月 日	平成 年 月 日			
変 更 の 理 由	利用者の減少により実態に合わせるため。			

次の書類を添付すること。

- 1 変更に関する決議録
- 2 園地及び園舎の配置図並びに園舎の平面図（定員増の場合のみ）

〔注意事項〕

- ・ 添付書類のうち複写したものは、代表者が謄本証明すること。
- ・ 満 3 歳未満・満 3 歳以上の定員に区分して届出を行うこと。
- ・ 2 部提出のこと（受理した後、1 部返送）。

【Ⅲ－２－（１）－エ：認可定員（保育を必要とする子ども以外）の変更】

別記様式第 7 号(第 5 条関係)

幼保連携型認定こども園変更届

年 月 日

栃木県知事 様

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ㊦

幼保連携型認定こども園の申請事項等を変更したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 29 条第 1 項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第 15 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

幼保連携型 認定こども園の 名称及び所在地	名 称	とちぎ認定こども園		
	所 在 地	宇都宮市埴田 1-1-20		
変 更 の 内 容	変更事項	変更前	変更後	
	保育を必要とする子ども以外 の認可定員の変更	105 人	90 人	
変 更 年 月 日	平成 年 月 日			
変 更 の 理 由	利用者の減少により実態に合わせるため。			

次の書類を添付すること。

- 1 変更に関する決議録
- 2 園地及び園舎の配置図並びに園舎の平面図（定員増の場合のみ）

〔注意事項〕

- ・ 添付書類のうち複写したものは、代表者が謄本証明すること。
- ・ 2 部提出のこと（受理した後、1 部返送）。

【Ⅲ－２－（１）－オ：園長の変更】

別記様式第7号(第5条関係)

幼保連携型認定こども園変更届

年 月 日

栃木県知事 様

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊟

幼保連携型認定こども園の申請事項等を変更したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

幼保連携型 認定こども園の 名称及び所在地	名 称	栃木認定こども園		
	所 在 地	宇都宮市塙田1-1-20		
変 更 の 内 容	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	
	認定こども園の長の変更	山田太郎	山田次郎	
変 更 年 月 日	平成 年 月 日			
変 更 の 理 由	・・・・・・により、園長を変更するため。			

次の書類を添付すること。

- 1 履歴書
- 2 教員免許状（専修又は一種免許状）及び保育士登録証の写し
- 3 園長が学校教育法第9条各号に該当しないものであることを誓約する書面（様式1号）
- 4 前任者について記載した書類（様式2号）
- 5 変更に関する決議録
- 6 その他知事が必要と認める書類
  - ① 理由書（様式3号）

〔注意事項〕

- ・ 2の教員免許状等の写しは、園長が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第13条の規定に該当する場合は不要。ただし、この際には、6のその他知事が必要と認める書類により、運営上特に必要がある場合の事情等を記載した書類（様式3号）を添付すること。
- ・ 添付書類のうち複写したものは、代表者が謄本証明すること。
- ・ 2部提出のこと（受理した後、1部返送）。

## 誓 約 書

園長について、次のいずれにも該当していないことを誓約します。

- 一 成年被後見人及び被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者
- 三 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 四 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

平成 年 月 日

〇〇法人〇〇〇〇

理事長 〇〇〇〇 印

4 前任者について記載した書類

① 退任者住所

② 退任者氏名

③ 退任理由

④ 退任年月日

6 その他知事が必要と認める書類

① 理由書 (様式 3 号)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第 13 条に規定する「幼保連携型認定こども園の運営上特に必要がある場合」については、以下のとおりです。

※「園の運営上特に必要がある場合」の事情、理由等を記入してください。

平成 年 月 日

〇〇法人〇〇〇〇

理事長 〇〇〇〇 印

【Ⅲ－２－（１）－カ：教育又は保育の目標及び主な内容の変更】

別記様式第7号(第5条関係)

幼保連携型認定こども園変更届

年 月 日

栃木県知事 様

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ㊤

幼保連携型認定こども園の申請事項等を変更したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

幼保連携型 認定こども園の 名称及び所在地	名 称	栃木認定こども園		
	所 在 地	宇都宮市埴田1-1-20		
変 更 の 内 容	変更事項	変更前	変更後	
	教育又は保育の目標及び主な内容の変更	・・・	・・・	
変 更 年 月 日	平成 年 月 日			
変 更 の 理 由	・・・・・・のため。			

次の書類を添付すること。

- 1 変更に関する決議録
- 2 新園則等（教育又は保育の目標及び主な内容が記載されているもの）

〔注意事項〕

- ・ 添付書類のうち複写したものは、代表者が謄本証明すること。
- ・ 2部提出のこと（受理した後、1部返送）。

【Ⅲ－２－（１）－キ：子育て支援事業の実施内容の変更】

別記様式第7号(第5条関係)

幼保連携型認定こども園変更届

年 月 日

栃木県知事 様

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ㊦

幼保連携型認定こども園の申請事項等を変更したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

幼保連携型 認定こども園の 名称及び所在地	名 称	栃木認定こども園		
	所 在 地	宇都宮市埴田1-1-20		
変 更 の 内 容	変更事項	変更前	変更後	
	子育て支援事業の実施内容の変更		未就園児親子教室 (追加)	
変 更 年 月 日	平成 年 月 日			
変 更 の 理 由	地域の子育て支援のニーズに応えるため。			

次の書類を添付すること。

- 1 変更に関する決議録
- 2 新園則等（子育て支援事業の実施内容が記載されているもの）

〔注意事項〕

- ・ 添付書類のうち複写したものは、代表者が謄本証明すること。
- ・ 2部提出のこと（受理した後、1部返送）。

【Ⅲ－２－（１）－ク：教育及び保育等の概要の変更】

別記様式第7号(第5条関係)

幼保連携型認定こども園変更届

年 月 日

栃木県知事 様

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ㊤

幼保連携型認定こども園の申請事項等を変更したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

幼保連携型 認定こども園の 名称及び所在地	名 称	とちぎ認定こども園	
	所 在 地	宇都宮市埴田1-1-20	
変 更 の 内 容	変更事項	変更前	変更後
	教育保育概要として周知 された事項の変更	開園時間 7:30	開園時間 7:00
変 更 年 月 日	平成 年 月 日		
変 更 の 理 由	.....のため。		

次の書類を添付すること。

1 変更に関する決議録

[注意事項]

- ・ 添付書類のうち複写したものは、代表者が謄本証明すること。
- ・ 2部提出のこと（受理した後、1部返送）。

(留意事項)

県のホームページ

(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e06/kosodatehoiku/ninteikodomoen/ichiran.html>) に掲載された教育保育概要において変更する箇所がある場合に、本変更届を提出するので、事前に県こども政策課に連絡すること。

【Ⅲ-2-(1) ケ: 目的の変更】※公立は届出不要

別記様式第7号(第5条関係)

幼保連携型認定こども園変更届

年 月 日

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ㊟

栃木県知事 様

幼保連携型認定こども園の申請事項等を変更したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

幼保連携型認定こども園の名称及び所在地	名 称	栃木幼保連携型認定こども園		
	所在地	栃木県宇都宮市埴田1-1-20		
変 更 の 内 容	変 更 事 項	変	更	後
	目的の変更	・・・・・・・・・・。		・・・・・・・・・・。
変 更 年 月 日	平成 年 月 日			
変 更 の 理 由	・・・・・・・・・・のため。			

次の書類を添付すること。

- 1 変更に関する決議録
- 2 登記事項証明書

[注意事項]

- ・ 添付書類のうち複写したものは、代表者が謄本証明すること。
- ・ 2部提出のこと(受理した後、1部返送)。

【Ⅲ-2-(1)-コ：園の名称の変更】

別記様式第7号(第5条関係)

幼保連携型認定こども園変更届

年 月 日

栃木県知事 様

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊞

幼保連携型認定こども園の申請事項等を変更したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

幼保連携型認定こども園の名称及び所在地	名 称	栃木幼保連携型認定こども園		
	所在地	栃木県宇都宮市埴田1-1-20		
変 更 の 内 容	変 更 事 項	変	更	後
	名称の変更	栃木幼保連携型認定こども園		とちぎ幼保連携型認定こども園
変 更 年 月 日	平成 年 月 日			
変 更 の 理 由	.....のため。			

次の書類を添付すること。

- 1 変更に関する決議録
- 2 登記事項証明書

[注意事項]

- ・ 添付書類のうち複写したものは、代表者が謄本証明すること。
- ・ 2部提出のこと(受理した後、1部返送)。

【Ⅲ－２－（１）－サ：園の所在地の変更】

別記様式第7号(第5条関係)

幼保連携型認定こども園変更届

年 月 日

栃木県知事 様

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊟

幼保連携型認定こども園の申請事項等を変更したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

幼保連携型認定こども園の名称及び所在地	名 称	栃木幼保連携型認定こども園		
	所在地	栃木県宇都宮市埴田1-1-20		
変更の内容	変更事項	変 更 前	変 更 後	
	所在地の変更	宇都宮市埴田1-1-20	宇都宮市昭和1-1-20	
変更年月日	平成 年 月 日			
変更の理由	園舎移転改築のため。			

次の書類を添付すること。

- 1 変更に関する決議録
- 2 登記事項証明書
- 3 園の位置を示す図面
- 4 園地及び園舎の配置図並びに園舎の平面図
- 5 園地及び園舎の所有権を証する公の書類
  - ・自己所有 登記事項証明書
  - ・借用 公正証書による20年以上の賃借契約書の写し及び登記事項証明書又は地上権若しくは賃借権の設定登記に係る土地の登記事項証明

〔注意事項〕

- ・ 添付書類のうち複写したものは、代表者が謄本証明すること。
- ・ 2部提出のこと（受理した後、1部返送）。

【Ⅲ－２－（１）－シ：園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面の変更】

※園地の変更例

別記様式第7号(第5条関係)

幼保連携型認定こども園変更届

年 月 日

栃木県知事 様

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ㊦

幼保連携型認定こども園の申請事項等を変更したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

幼保連携型認定こども園の名称及び所在地	名 称	栃木幼保連携型認定こども園		
	所在地	栃木県宇都宮市埴田1-1-20		
変更の内容	変更事項	変 更 前	変 更 後	
	園庭の変更	別紙「園庭変更調書」のとおり	別紙「園庭変更調書」のとおり	
変更年月日	平成 年 月 日			
変更の理由	園庭購入のため。			

次の書類を添付すること。

- 1 変更に関する決議録
- 2 園庭変更調書（様式4号）
- 3 配置図、公図の写し及び実測図又は求積図
  - ・変更箇所は朱書き、マーカー等により明示すること。
- 4 所有権を証する公の書類
  - ・自己所有 登記事項証明書
  - ・借用 公正証書による20年以上の賃借契約書の写し及び登記事項証明書又は地上権若しくは賃借権の設定登記に係る土地の登記事項証明

〔注意事項〕

- ・ 添付書類のうち複写したものは、代表者が謄本証明すること。
- ・ 2部提出のこと（受理した後、1部返送）。

## 園庭変更調書

(単位：㎡)

区分	現有面積	増減・用途変更面積	変更後の面積
園庭	1,500.00	200.00	1,700.00
計	2,200.00	200.00	2,400.00

※ 園庭面積は、登記面積若しくは実測面積に合わせることを。

(単位：㎡)

地番	所有者	地積	備考
栃木県宇都宮市塙田 1-1-20	〇〇法人〇〇学園	200.00	
栃木県宇都宮市塙田 1-2	〇〇法人〇〇学園	2,200.00	

※ 園庭の所有者を記載すること。

【Ⅲ-2-(1)-シ：園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面の変更】

※園舎の変更例

別記様式第7号(第5条関係)

幼保連携型認定こども園変更届

年 月 日

栃木県知事 様

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊟

幼保連携型認定こども園の申請事項等を変更したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

幼保連携型認定こども園の名称及び所在地	名 称	栃木幼保連携型認定こども園		
	所在地	栃木県宇都宮市埴田1-1-20		
変更の内容	変更事項	変 更 前	変 更 後	
	園舎の変更	別紙「園舎変更調書」のとおり	別紙「園舎変更調書」のとおり	
変更年月日	平成 年 月 日			
変更の理由	園舎増築（給食室）のため。			

次の書類を添付すること。

- 1 変更に関する決議録
- 2 園舎変更調書（様式5号）
- 3 配置図及び平面図
  - ・変更箇所は朱書き、マーカー等により明示すること。
  - ・平面図には部屋毎の面積を記載すること。
- 4 所有権を証する公の書類（登記事項証明書）

[注意事項]

- ・ 添付書類のうち複写したものは、代表者が謄本証明すること。
- ・ 2部提出のこと（受理した後、1部返送）。

## 園舎変更調書

(単位：㎡)

室名	現有面積	増築・改築・取壊 用途変更	変更後の面積
保育室	200.00		200.00
預かり保育室	55.00		55.00
遊戯室	100.00		100.00
職員室	30.00		30.00
給食室	0.00	30.00	30.00
教材室	100.00		100.00
トレイ	25.00		25.00
小計	510.00	30.00	540.00
テラス・ピロティ等	100.00		100.00
計	610.00	30.00	640.00
所有者住所氏名	栃木県宇都宮市塙田 1-1-20 ○○法人○○学園		

※1 室名は全て記載のこと。

※2 預かり保育専用の部屋は、「保育室」に含めず、「預かり保育室」として記載すること。

※3 テラス・ピロティ欄は、建物の床面積（登記面積）に算入されない部分を記載すること。

【Ⅲ－２－（１）－ス：園則の変更】

別記様式第7号(第5条関係)

幼保連携型認定こども園変更届

年 月 日

栃木県知事 様

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

㊦

幼保連携型認定こども園の申請事項等を変更したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

幼保連携型認定こども園の名称及び所在地	名 称	栃木幼保連携型認定こども園		
	所在地	栃木県宇都宮市埴田1-1-20		
変 更 の 内 容	変 更 事 項	変	更	後
	園則の変更	別紙「園則変更調書」のとおり		別紙「園則変更調書」及び新園則のとおり
変 更 年 月 日	平成 年 月 日			
変 更 の 理 由	・・・・・・・・・・のために特定負担額を値上げしたため。			

次の書類を添付すること。

- 1 変更に関する決議録
- 2 園則変更調書(様式6号)
- 3 新園則全文

[注意事項]

- ・ 添付書類のうち複写したものは、代表者が謄本証明すること。
- ・ 2部提出のこと(受理した後、1部返送)。

# 園則変更調書

## 1 変更箇所の新旧対照表

変更後	変更前
第18条 略	第18条 略
2 特定負担額（上乗せ徴収）として設定するものは次のとおりとする。	2 特定負担額（上乗せ徴収）として設定するものは次のとおりとする。
(1) ○○○○ 月 <u>2,000 円</u>	(1) ○○○○ 月 <u>3,000 円</u>
(2) ○○○○ 月 <u>2,000 円</u>	(2) ○○○○ 月 <u>1,000 円</u>

【Ⅲ－２－（１）－セ：経費の見積り及び維持方法の変更】※公立は届出不要

別記様式第7号(第5条関係)

幼保連携型認定こども園変更届

年 月 日

栃木県知事 様

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

㊤

幼保連携型認定こども園の申請事項等を変更したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

幼保連携型認定 こども園の名称 及び所在地	名 称	栃木幼保連携型認定こども園		
	所在地	栃木県宇都宮市埴田1-1-20		
変 更 の 内 容	変 更 事 項	変	更	後
	経費の見積り及 び維持方法の変更	・・・・・・・・		・・・・・・・・
変 更 年 月 日	平成 年 月 日			
変 更 の 理 由	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ため			

次の書類を添付すること。

- 1 変更に関する決議録
- 2 変更後の2か年間の事業計画及び予算書

[注意事項]

- ・ 添付書類のうち複写したものは、代表者が謄本証明すること。
- ・ 2部提出のこと（受理した後、1部返送）。

【Ⅲ－３－①：幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可申請書】

幼保連携型認定こども園廃止(休止)認可申請書

年 月 日

栃木県知事 様

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

㊦

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 17 条第 1 項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止(休止)の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

廃止（休止）の理由	
園児の処置方法	
廃止の期日 (休止の予定期間)	
財産の処分	

※ 財産の処分の欄は、廃止の認可の申請の場合のみ記載すること。

【Ⅲ－４－①：幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書】

別記様式第 5 号(第 4 条関係)

幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書

年 月 日

栃木県知事 様

変更前の設置者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊟

変更後の設置者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊟

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 17 条第 1 項の規定による幼保連携型認定こども園の設置者の変更の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

	変 更 前	変 更 後
名 称		
所 在 地		
目 的		
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 の 理 由		

※ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第 15 条第 1 項第 4 号から第 6 号までに掲げる事項を記載した書類を添付すること。